

(令和8年度新入学用)

「入学指定校変更についてのお知らせ」

船橋市教育委員会

入学する学校は、あらかじめ定められている通学区域に基づいて指定していますので、自由に選択することはできません。

しかし、次のような特別な理由があると認められる場合には、入学する学校を変更することができます。

『 指定校変更許可理由 』

1. 転居することが確実なため、転居予定先の学校にあらかじめ入学を希望するとき
2. 留守世帯であるとき(両親共働きのため祖父母宅に預ける場合など。小学校に限ります。)
3. 新入学児童生徒に身体的な理由があるとき
4. 新入学時にきょうだい^①が在学している学校を希望するとき
5. 通学区域に基づく入学指定校に比べて住居から明らかに近い学校を希望するとき(※1・2)
6. 入学指定校に希望する部活動がないとき(中学校に限ります。)(※1・3)
7. 過大規模校から隣接する保有普通教室数に余裕がある学校を希望するとき(※4の

該当校のみ)

制度に関する詳しいご案内はこちら→

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/ichiritsu/001/p008676.html>



《 ご注意 》

(※1) 船橋市では、児童生徒数の増加により教室数に余裕がない学校があります。

下記の学校(通学指定校変更にかかる保有普通教室数に余裕がない学校)は、学区内に居住する児童生徒の就学を優先するため、指定校変更の制限をしており、「5. 通学区域に基づく入学指定校に比べ住居から明らかに近い学校を希望するとき」「6. 入学指定校に希望する部活動がないとき(中学校に限る)」の理由による指定校変更をお断りしています。

『通学指定校変更にかかる保有普通教室数に余裕がない学校』については、毎年、児童生徒数の推計に基づき見直しを行います。令和8年度については下表のとおりです。

令和8年度 通学指定校変更にかかる保有普通教室数に余裕がない学校 (29校)

船橋小学校	宮本小学校	峰台小学校	西海神小学校
葛飾小学校	八栄小学校	二和小学校	法典小学校
法典東小学校	塚田小学校	行田西小学校	前原小学校
中野木小学校	三山東小学校	高根台第二小学校	高根台第三小学校
坪井小学校	塚田南小学校		
船橋中学校	湊中学校	宮本中学校	海神中学校
葛飾中学校	行田中学校	旭中学校	御滝中学校
前原中学校	二宮中学校	坪井中学校	

- (※2) 距離の理由による変更は、通学指定校に比べて、目安として250m以上近い学校を希望する場合に変更できます。変更の可否は学務課が行う計測結果に基づき判定します。
- (※3) 部活動の理由による変更は、『原則徒歩で通学できること』、『部活動を三年間続ける強い意志があること』および『希望校の部活動の受け入れが可能であること』などの条件があります。『希望校の部活動が強いから』などの理由では変更できません。
- (※4) 変更理由「7. 過大規模校から隣接する保有普通教室数に余裕がある学校を希望するとき」の対象校は、下記のとおりです。毎年、児童生徒数の推計に基づき見直しを行います。

令和8年度 過大規模校(9校)と変更ができる隣接する学校

過大規模校		変更ができる学校
宮本小学校	→	湊町小学校、若松小学校
葛飾小学校	→	海神南小学校・小栗原小学校
八栄小学校	→	市場小学校・夏見台小学校・高根小学校・飯山満南小学校
法典小学校	→	丸山小学校・法典西小学校
法典東小学校	→	夏見台小学校・高根小学校・金杉台小学校・丸山小学校
中野木小学校	→	二宮小学校・飯山満小学校・飯山満南小学校
坪井小学校	→	習志野台第一小学校・習志野台第二小学校・古和釜小学校
塚田南小学校	→	行田東小学校
船橋中学校	→	高根中学校・飯山満中学校

- (※5) 小学校の指定校変更が卒業まで認められる場合であっても、中学校には継続となりません。中学校は通学区域に基づく指定校となります。(7の理由を除く)
- (※6) 『幼稚園・保育園又は小学校の友達と同じ学校に入学したい』などの友人関係を理由とする入学指定校変更は認められません。

入学指定校変更を希望され、変更理由「1(転居予定)、4(きょうだい)～7(過大規模)」を理由とする場合は、船橋市オンライン申請・届出サービス(右下のオンライン相談用二次元コード参照)での相談をご活用ください。なお、上記以外の変更理由等においては、お手数ですが学務課の窓口もしくは電話にてご相談ください。

あらかじめ学務課にご相談いただき変更可能となった場合は、1月中旬～下旬発送予定の入学通知書(住所に基づく指定校名のもの)到着後に、船橋市教育委員会学務課に申請書の提出(窓口・郵送)が必要となります。なお、変更理由や個々の状況により、添付書類が必要となる場合があります。

船橋市教育委員会 学務課 学事係

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 (船橋市役所7F)

TEL 047-436-2853 Fax 047-436-2854

令和8年度入学予定者の通学指定校変更の
オンライン相談はこちら→

